

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔 公 印 省 略 〕

建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月8日に内閣総理大臣と関係閣僚出席のもと「建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会」が開催され、国土交通省と建設業団体との間で、

- ・ 公共工事設計労務単価の引上げが昨年を上回ったことを踏まえ、技能者の賃上げについて、昨年の目標である「概ね5%の上昇」をさらに引き上げ、「5%を十分に上回る上昇」を目標にすること
- ・ 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと

について申し合わせがなされました(別添参照)。

このことを受けて、今年度は、下記の取組にご配慮のほどよろしく願います。

記

1 令和6年の技能労働者の賃金引上げの推進

令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価が、全国主要12職種平均で6.2%、全国全職種単純平均では5.9%上昇(12年連続の上昇)となったことを受け、上記のとおり申し合わせがなされました。

これを踏まえて、本会が令和6年度事業計画に定めたとおり、さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会(以下「県協会」という。)におかれましては、5%を十分に上回る上昇を目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を県協会会員企業(以下「会員企業」という。)に周知いただきたいこと。

なお、令和6年の賃上げの取組の周知に当たっては、本会が今後配付予定のポスタ

一を活用いただきたいこと。

2 令和6年度の働き方改革の取組

上記の申し合わせを踏まえて、

① 「目指せ週休2日+360時間（2+360 ツープラスサンロクマル）運動」を引き続き推進いただきたいこと。

② 「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～の展開について」（令和5年9月19日付け全建労発第42号）に基づき、「適正工期見積り運動」を引き続き推進いただきたいこと。

なお、取組にあたっては、「工期に関する基準」（改定版）（令和6年3月27日、中央建設業審議会決定）を踏まえていただきたいこと。

③ 「全建の改正労働基準法Q&A100」及び労働基準法第33条に関するQ&A（厚生労働省）等を活用して、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、災害の復旧・復興工事に係る労働時間管理等について会員企業の理解促進を図っていただきたいこと。

また、必要に応じて、本会の「労働関係法令相談室」を御案内いただきたいこと。

④ 厚生労働省働き方改革推進支援センターを積極的に利用いただきたいこと。

また、上記に加え令和6年度は新たに次の⑤、⑥の事項も実施いただきたいこと。

⑤ 時間外労働の罰則付き上限規制をクリアするため、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会との4団体合同で、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指すこととして行う「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動を展開していただきたいこと。

また、県協会ごとのキャンペーンとして、公共工事若しくは民間工事も含む全工事現場において、

- ・同運動の周知用ポスターの作成
- ・同運動に対する、都道府県単位での行政機関等への「後援」要請
- ・令和5年度に参画した都道府県労働局主催の「建設業関係労働時間削減推進協議会」等を活用した発注者・発注者団体への要請活動等を可能な範囲で行っていただきたいこと。

⑥ 労務費の適切な転嫁を促進するため、本会においては、「労務費の適切な転嫁の

ための価格交渉に関する指針」の周知について」（令和6年1月5日付け全建事発第101号）に沿った対応について盛り込んだ「自主行動計画」を策定するので、県協会においては、これに沿って行動していただきたいこと。

また、同指針に沿った対応について盛り込んだ会員企業単位の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直しに関する周知を行っていただきたいこと。

さらに、同指針における「12の行動指針」に沿わないような行為の状況について把握・集計する相談対応窓口を本会内（労働関係法令相談室）に設置するので、その周知に取り組んでいただきたいこと。

3 その他

上記2の②及び⑥の詳細については、後日別途連絡します。

以 上

担当：労働部 古田、吉田